

○潜在性結核感染症の取扱いについて

平成24年11月20日地基補第299号
各支部事務長あて 補償課長

結核の医療の必要のある潜在性結核感染症については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において結核患者として取り扱うこととされています（「潜在性結核感染症の取扱いについて」平成19年8月1日厚生労働省健康局結核感染症課長通知）。

地方公務員災害補償制度においても、これに準拠し、医療従事者等が公務により結核菌に感染し、潜在性結核感染症の診断がなされ、医師が治療等を必要と判断した場合には、結核の症状が現れていなくとも、地方公務員災害補償施行規則第1条の2の疾病として当該治療等について補償の対象となりますのでご注意ください。

なお、「結核感染事案の公務災害の取扱いについて」（平成12年12月25日地基補第284号）は、廃止するのでご了承ください。